審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度 第1回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会		
2. 開催日時	令和5年2月8日 (水) 午後1時30分から		
3. 開催場所	松阪市教育委員会事務局2階教育委員会室		
4. 出席者氏名	別紙のとおり		
5. 公開及び非公開	公開		
6. 傍 聴 者 数	0名		
7. 担 当	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者:村山 電 話:0598-53-4393 FAX:0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp		

報告事項

- (1)委員の委嘱について
- (2) 事業の概要説明
- (3) 現状説明
- (4) 令和4年度調査工事の進捗報告

協議事項

課題(新座敷部・板の間の取り扱い)

議事録要約

別紙

令和4年度 第1回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会 出席者名簿

日時:令和5年2月8日(水)午後1時30分~2時45分

場所:松阪市教育委員会事務局2階教育委員会室、旧長谷川治郎兵衛家

(敬称略)

区 分	氏 名	所属等	備考	
委 員 長	菅原 洋一	三重大学名誉教授	建築	
副委員長	林 良彦		建築	
委 員	花里 利一	三重大学特任教授	建築構造	

区分	所属等	氏 名
オブザーバー	文化庁 文化資源活用課	江島 祐輔
	三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課	伊藤 裕偉
	"	西村 美幸
	" "	角正 淳子

区 分	所属等	役職	氏 名
関係部局	松阪市建設部営繕課	営繕係長	佐野 真司

区分	所属等				役 職	H	氏 名	
事 務 局	松阪市産業文化部			部長	川村	浩稔		
	//	//	文化課		課長	松葉	和也	
	//	//	//		文化財担当主幹	寺嶋	昭洋	
	//	//	//	文化財係	係長	小川	可奈子	
	//	//	//	//	主任	村山	賢一	
	//	//	//	//	係員	森	ひかる	
	//	//	//	//	係員	横山	知華子	

欠席者:中島 義晴委員

令和4年度 第1回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会 議事録(要約)

【1.事務連絡】

【2.開会】

【3.あいさつ】

【4.出席者紹介】

【5. 報告事項】

(1)委員の委嘱について

事務局:委員の委嘱につきまして、報告いたします。昨年9月に建築構造の専門家として三重大学特任教授である花里利一様に委員の委嘱を依頼させていただいたところ、ご承諾いただきましたので、令和4年9月26日付で委嘱いたしました。

(2) 事業の概要説明

事務局:事業の概要説明につきまして、報告いたします。事業の概要としましては、重要文化財 旧長谷川家住宅の老朽化に伴う保存修理工事及び耐震補強工事を実施するため、令和4~6年度の3ヵ年にかけて調査を行い、工事実施のための基本計画を策定後、実施設計を経て本格的な工事に入っていくというものになります。現状としましては、基本計画策定のために令和4年7月に文化財建造物保存技術協会(以下、文建協)と委託契約を締結し、本年度は下記業務を行っていただいているところです。

- (1) 一般図確認・修正・構造図作成
- (2) 保存修理工事基本計画作成
- (3) 耐震診断及び補強案策定

補助金については、国の補助金である「国宝重要文化財等保存・活用事業 費補助金(事業名:重文 旧長谷川家住宅主屋ほか 15 棟 建造物保存修理)と 県の補助金である文化財保護事業補助金(事業名:地域文化財総合活性化事業 重文 旧長谷川家住宅主屋ほか 15 棟 建造物保存修理)を活用しています。現 時点における課題としましては、旧長谷川家住宅は施設名「旧長谷川治郎兵衛 家」として指定管理者による一般公開を行っているため、公開を続けながら工 事を実施するのか、中止して工事を実施するのかという工事中における施設の 活用方針を松阪市として決めていかなければならないというものがあります。 文建協:次のとおり現状説明いたします。

主 屋:建物の沈下による床や土壁の歪みが生じている。

床下の土台・床束(ゆかづか)・足固(あしがため)等の腐朽や 蟻害が見られる。

根上りによる沓脱石(くつぬぎいし)の不陸が見られる。

軒下三和土 (たたき) の破損が生じている。

大正座敷: 桟瓦葺 (さんがわらぶき) の緩みや外壁の破損が見られる。 玄関土間が根上がりや雨掛かりにより著しく破損している。

大 蔵:大棟に傾斜が見られる。

瓦葺の緩みが見られる。

床材に蟻害が見られる。過去に内部中央の柱が鉄製丸柱に変更されたのも、蟻害が原因と考えられる。

新 蔵:外壁のモルタル塗りと漆喰壁に亀裂が見られる。 水切りの破損が見られるほか、西蔵蔵前との取り合いで雨仕舞が 悪く、それが原因で壁の破損が見られる。

米 蔵:内部の天秤梁・牛梁に蟻害が見られる。牛梁は断面過半が蟻害に より内部が空洞化しており、破損が激しくなっている。登梁も同 様に蟻害が見られる。

西 蔵:南妻外壁において、螻羽(けらば)漆喰の破損が見られ、壁面に は近年の補修が見られる。

北面外壁において、漆喰壁の剥落が生じており、内部の一部の柱 に蟻害が見られる。

表 蔵:外壁の一部に後世の補修が見られる。壁の破損原因は軸部蟻害による可能性があり、今後詳細な調査を行う。また、塗直しや壁の 亀裂も見られる。内部壁においては、軸部の変形によるものか一 部壁が剥がれている部分が見られる。

離 れ:茶室部の床下において、土台・柱・足固に蟻害が見られる。 茶室内部は雨漏りによる壁の著しい破損が見られる。

附 袴 附:腰杉皮張りが破損している。 軸部の破損及び傾斜が進行しているため、内部に仮補強を施して

附表 塀:北内側の待合の足元に破損が見られる。

附 中 門:壁板が劣化している。

ある。

軸部の破損による壁の浮きが見られる。

附 庭 塀:腰壁部に経年劣化による著しい破損が見られる。

附物 置:外部の腰壁に板の破損が見られる。

附稲荷社:屋根の破損が見られる。

柱足元に腐朽が見られる。

鳥居は木製で掘立てであるため、蟻害により内部が空洞化してお

り、倒壊の危険がある。

附 四 阿:柱や軸部に腐朽や経年劣化による破損が見られるが、内部から柱 を充てるなどの応急補強済みである。

以上から現時点において下記3つの修理範囲を決めましたが、今後の調査の結果により変更となる可能性があります。

- 1.全解体修理する範囲
- 2. 半解体修理する範囲
- 3. 屋根葺替部分修理する範囲 FF58

委員長:いろいろなところが傷んできているということが分かりました。資料6のP4 の全解体部分ですが、板の間とスイジバが全解体となっていますが、なぜここ が全解体となっているのですか。

文建協:スイジバについては、柱の中に蟻害を確認しており、現時点において全解体と 判断しています。板の間については、破損が著しいため、現時点においては全 解体と判断しています。

委 員:板の間は屋根の雨仕舞が悪く、解体するにしても元に戻すかどうか検討する必要があると思います。私としては元に戻さなくてもいいのではないかと思います。

委員長:私もそう思います。明らかに現代のものですので、板の間があるということで 屋根の収まりが悪くなっています。本来の建物との関係も分かりにくくなって いますので、板の間の撤去を検討してもいいのではないかと思います。また、 スイジバは軸部に蟻害があり、内装も新しいとのことですが、大規模な住宅の 機能を成り立たせるためにはスイジバは必要なものであるので、どこまで遡る ものなのか慎重に考えないといけないと思います。

委員長:破損の原因の1つに根上がりがあるとのことですが、根上がりを是正するため に史跡に手をつけないといけないという問題が出てくるものと思いますが、今 まで調査した範囲でどの部分で史跡との干渉が生じそうか把握されているの でしょうか。 文建協:それはこれからとなります。

(4) 令和4年度調査工事の進捗報告

文建協:進捗状況としては、現時点では地盤調査が完了しており、今年度中に構造図作成も完了する予定です。それを受けて、令和5~6年度にかけて耐震診断を行い、耐震診断が完了した棟から順次補強案を策定していく予定です。修理基本計画については令和6年度3月頃に策定する予定です。地盤調査の結果、第三紀層は工学的基盤と見なせることが判明したため、今後は第2種地盤の値を採用して耐震診断を行っていくことになります。耐震診断の方針については、「重要文化財(建造物)耐震診断指針(文化庁文化財部、平成24年改正)に準拠して実施し、建築基準法の諸規定についても参考として補強案を策定してまいります。必要耐震性能を各建物に設定したうえで、耐震診断結果がその基準を満たすものかどうかを確認していくことになりますので、松阪市の意向を伺ったうえで耐震診断していくことになります。

委 員:地盤調査をしっかりされています。各建物が接続していますので、それをどのように評価するかが今後の課題であると思います。

【6.協議事項】

委員長:課題として、新座敷部・板の間の取り扱いとありますけども、スイジバを含めて今後どのように取り扱っていくのかということは、そこの価値に関わることですし、また、そこがいつ整備されたのかということも、この機会にしっかり調査いただいて、今後の取り扱いを検討する材料にしていってほしいと思います。

委員長:板の間の取り扱いについて、保存活用計画上はどのような位置付けとなっているのか、事務局からご説明いただけませんか。

事務局:板の間は保存区域となっています。

委 員:板の間を取り除けば家として完結するわけではなく、屋根の取り付けといった ところをちゃんと調査して以前の形跡というものを明らかにする必要がある から、乱暴にここを取り除くということはなかなか言えないと思います。

オブザーバー: あと他に現状変更をかけるとしたときに復原行為としてかけるとすれば、板の間だけではなく 全体としての考え方に基づいたときに他はどうなのかというところも当然議論の対象となってくると思います。一方で文化庁の中では現状変更は復原の部と活用の部というのを分けていて、活用をメインに現状変更

を考えることもありますが、その可能性があるのかということについても議論 の余地があるのかと思います。

事務局:今後、松阪市として旧長谷川治郎兵衛家をどのように活用していくのかという 方針を決めていくなかで、どのような問題点があるかご意見いただけませんで しょうか。

委員長: 松阪市が旧長谷川治郎兵衛家をどのように活用していくかを整理する必要があると思います。現状の公開範囲を広げていくのか、貸館や市主催事業実施といったような活用の幅を広げていくのか。或いは、こういうことはやらないとか、そういったことを市として整理していただく必要があると思います。また、長谷川家の資料が膨大にあると思いますが、その資料をどこでどのように管理し、それをどうするかというのも大きな課題です。それから、駐車場を今暫定的に使用している部分もありますけれども、駐車場をどのような計画にするのか。また、市庁舎も建っていますけれども、いつまでもあそこにあるものではないので、その跡地をどのようにしていくのか。また、今回は防災の検討には入っていませんが、防災上必要な施設とはどのようにあるべきなのか、そういった周辺まで含めた大きな方針がいるのではないかと思います。それを事務局で整理していただいて、委員会からのフィードバックを受けてまとめていくのがいいのかなと思います。あと、庭園の整備は建物修理と並行して行っていくのでしょうか。

事務局:現時点では定まった方針はありませんが、建物の修理工事が後半に差し掛かか る頃に向かって、庭園がどういう姿であるべきかを並行して考えていく必要が あると思っています。

委員長:庭園整備についても基礎的な調査が必要となってくると思います。修理を要する箇所があるとか、建物と干渉している部分があるとか、それをどのように扱うべきなのかということを考えるための基礎資料が必要になると思います。三重県教育委員会からもオブザーバーとしてお越しいただいていますけれども、なにかございませんか。

オブザーバー: それでは史跡名勝の立場から発言させていただきます。おそらく修理に伴って、さきほど菅原委員長からもご指摘があった通り、建物に干渉する部分が出てくると思いますし、修理完成後に史跡名勝として現状と変わった部分が出てくるだろうと思います。今日も現地を拝見させていただきまして、おそらく修理の影響で枯死木が出てきたり、取り合いが変わってくるというようなことが出てくるだろうと思いますので、できましたら基礎的な調査は早期に行い、現状を記録

していただいたうえで支障が出るものについては適切に管理・修復していただけたらと思います。建物と名勝が並立するような形で修理を進めていただけたらと思います。最終的に修復剪定は工事が終わった後に取り掛かることになるかと思いますが、建物の修理の影響が出てしまってから現状に戻すのは難しいと思いますので、現状は記録しておいてもらったほうがよいのではないかと思います。

委員長:長谷川の庭園の価値は、敷地内で完結するものではなく、明治に整備した部分を見ますと、城跡の眺望をかなり意識しているのではないかと思います。私は離れの部分だけ軸線を振っていて城跡を向くようにしていると思います。そうすると庭園から眺めることができた本来の眺望の回復ということも長期的には考えていったほうがよいのではないかという気がします。このようなことをあえて言いますのは、眺望を阻害しているのは庭園の所有者である市の第三分館であるからであり、あれを撤去したら本来の眺望が回復するのかしないのか、そういったことをご検討いただけたらと思います。城跡を風景として意識する動きが明治の後半にありまして、それを庭園に取り入れていったというのが長谷川の庭園の一つの文化的な価値であるような気がしていますので、そのあたりもご確認していただけたらと思います。

【7.現地確認】

【8. 閉会】